

# 八十二のポイントサービス<メリットクラブ®>サービス規定

## 第1条 (サービス内容)

「八十二のポイントサービス<メリットクラブ®>」(以下「メリットクラブ」といいます)は、株式会社八十二銀行(以下「当行」といいます)とのお取引内容をポイントに換算し、その累積ポイントに応じてキャッシュバック(口座へのご入金)や当行が提携する企業のポイント等への移行、その他当行が定める方法によりポイントを利用できるサービスです。

## 第2条 (対象と契約数)

- メリットクラブは、当行本支店に普通預金口座を開設されている個人(個人事業主の方で事業用にご利用の口座を除きます)のお客さまを対象とします。
- メリットクラブの契約は、1人1契約とします。

## 第3条 (契約期間)

- 当行所定の方法によるお客さまからのメリットクラブ申込みに基づき、当行が所定の登録手続きを行った日(以下「契約日」といいます)からメリットクラブの提供を開始します。
- 当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。申込者本人(以下「会員」という)または当行から特段の申出がない限り、契約満了日の翌日から1年間自動的に継続することとし、以後も同様とします。

## 第4条 (ポイントの算定)

- 毎年4月1日から翌年3月31日の1年度の取引に対してポイントを算定します。
- ポイントは、毎月末日時点での会員に対して、当行所定のポイント算定基準に基づき、原則、翌月第5銀行営業日までに加算します。ただし、当行に届出の住所、氏名等に変更があったにもかかわらず、当行所定の変更手続きが行われていない場合等、ポイント算定の対象とならない場合があります。
- ポイント対象取引、ポイント算定基準等は店頭、ホームページ等でお知らせします。
- その他、会員の取引内容に応じ、当行所定のポイント算定基準によらず、ポイントを加算することがあります。

## 第5条 (ポイントのキャッシュバック)

- ポイントの有効期限はポイント算定年度(4月1日から翌年3月31日)の翌年度5月31日とし、繰越はできません。
- ポイント算定年度の累積ポイントが300ポイント以上の会員に対して当行所定の日に有効期限時点のポイント残高1ポイントあたり1円にて会員名義の当行普通預金口座にキャッシュバック(ご入金)いたします。ただし、キャッシュバックをする日までにメリットクラブが解約となった場合、メリットクラブをインターネットで申込んだ会員が会員専用Webサービスへの初回ログイン未済の場合等、当行がキャッシュバックを実施することができない相応の事由がある場合は、キャッシュバックを受けることはできません。
- キャッシュバックする会員名義の当行普通預金口座は、メリットクラブ申込時に会員より指定を受けるものとします。
- キャッシュバックを受けた金額に対して公租公課が課される場合、会員が負担し、納付手続きを行なうものとします。

## 第6条 (提携するポイントへの移行)

- 第5条に定めるポイントのキャッシュバックに代え、累積ポイントが300ポイント以上の会員は、ポイント算定年度の6月1日からポイント有効期限までの間、会員の申出によりポイントを当行が提携するポイントへ移行することができます。
- 提携するポイントへの移行申出は、当行所定の本人確認を実施したうえで、店頭、インターネット等の方法により受け付けます。
- 提携先、移行レート等の諸条件は、店頭、ホームページ等でお知らせします。なお、提携先、移行レート等の諸条件は、事前の通知なしに変更することがあります。
- ポイント移行にあたっては移行申込み会員が提携するポイントサービス等の契約者であることが必要です。

## 第7条 (サービス内容の変更)

ポイント算定条件等のポイントサービスの内容について、当行の都合により、事前の通知なく変更することがあります。

## 第8条 (サービスの提供停止等)

次のいずれかに該当する場合は、メリットクラブの提供を停止することがあります。

- 住所、氏名等に変更があったにもかかわらず、当行所定の変更手続きが行われていない場合
- 会員の都合により当行からの連絡を不要としている場合
- 会員が当行所定の規定・規約に基づく約定を履行されない場合

## 第9条 (サービスの中止)

- 金融情勢の変化、重大なシステム障害その他当行が相応の事由があると判断した場合、事前の予告なしにメリットクラブを中止します。
- 前項のほか、当行の都合により、メリットクラブを中止することがあります。この場合には、事前に店頭、ホームページ等によりお知らせします。

## 第10条 (届出事項・通知等)

- 住所、氏名等の届出事項に変更があった場合や家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合は、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- 届出の住所、氏名に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害について、当行は

一切責任を負いません。

## 第11条 (個人情報の取扱い)

- 当行は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、会員の個人情報を別途公表する「個人情報の利用目的について」に従い利用します。
- 提携する企業に対し、ポイント移行における提携先企業での会員情報確認を目的として、次の個人情報を提供することがあります。提供する情報：提携先ポイントサービスの会員番号等、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等

## 第12条 (契約終了)

- 会員から当行所定の書面にて解約の申出があった場合は、メリットクラブの契約は終了するものとします。
- 次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なくしてメリットクラブの契約は終了します。ただし、(5)の場合には、当行が任意の1契約を残します。
  - メリットクラブのキャッシュバック口座を解約した場合
  - メリットクラブのキャッシュバック口座が八十二総合口座取引規定等に基づき解約された場合
  - 当行が別途定める一定期間の利用がないためにメリットクラブのキャッシュバック口座の預金取引が停止した場合
  - 会員本人について相続の開始があった場合
  - 複数の契約があることが判明した場合
- 次のいずれかに該当した場合は、当行はいつでもメリットクラブの契約を終了することができます。
  - 会員について支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始等の申立があったとき
  - 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - 住所、氏名等に変更があったにもかかわらず当行所定の手続きが行われていない等、会員の責めに帰すべき事由によって当行において会員の所在が不明になったとき
  - 会員が申込み時に虚偽の申告をしたとき
  - 会員がその他本規定に違反する等、当行がメリットクラブの契約の終了を必要とする相応の事由が発生したとき
- 本契約が終了した場合、その時点までに累積されたポイントは全て無効となります。

## 第13条 (譲渡・質入等の禁止)

本契約に基づくメリットクラブの権利は、理由の如何を問わず、譲渡・質入、第三者への貸与、または相続させることはできません。

## 第14条 (免責事項)

- 当行が申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 当行がインターネットによる申込み等の受付にあたり、あらかじめ当行に登録されたID、パスワードの一致を確認のうえ、相違ないものと認めて取扱った場合は、ID、パスワードの不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- メリットクラブでのサービス提供にあたり、当行が当行所定の本人確認方法にて本人確認を行ったうえで、会員本人とみなして取扱った場合には、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 災害・事変、その他当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由により、メリットクラブの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 当行の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 会員が希望するメリットクラブのサービスを当行が提供できない場合、当行および当行の提携する企業はそれに対し一切の責任を負いません。

## 第15条 (規定の変更)

- 本規定は当行の都合で変更することがあります。変更日以後は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 本規定を変更する場合は、店頭、ホームページ等で公表します。

## 第16条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、八十二総合口座取引規定、八十二無通帳口座<e-リヴレ>特約、定期預金規定、リレーつみたて定期預金規定、財形預金規定、金銭消費貸借契約証書規定、八十二カードローン規定、八十二クイックローン規定、はちののかん太くんカード契約規定、外貨普通預金規定、外貨普通預金(「外貨上手」)規定、外貨定期預金規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、特定口座約款等により取扱います。

## 第17条 (準拠法・合意管轄)

本契約の契約基準法は日本法とします。メリットクラブに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(平成23年3月1日現在)